

# 検査実施に係る注意事項

## 1 感染防護について

- ・委任状で示された対策のほか、「診療時の感染予防策」を参照して適切な対策をお願いします。

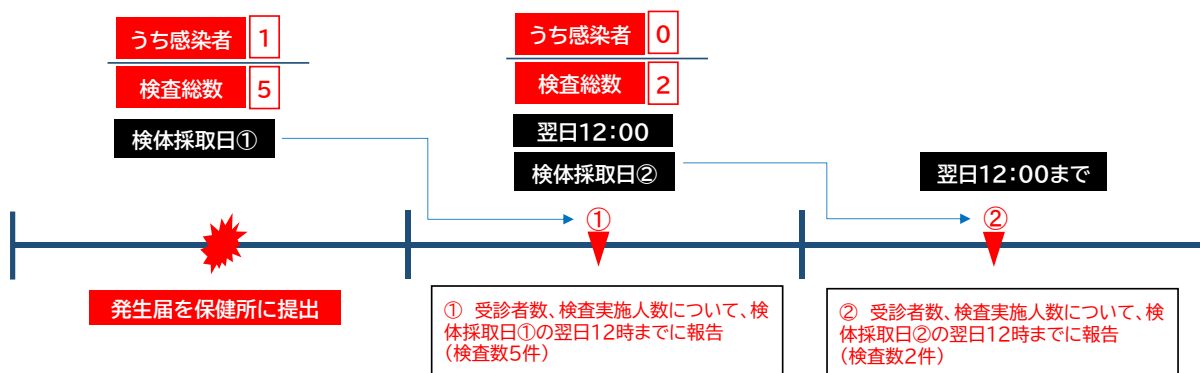
## 2 検査結果待ちの患者・陽性判明患者への対応

- ・検査を受けられた方に対して、自宅待機に係るチラシ（「新型コロナウイルス感染症の検査結果をお待ちの方・陽性が判明した方へ」、「自宅待機時における留意点」）をお渡しいただき、自宅での過ごし方の注意点について周知ください。
- ・患者への検査結果の連絡は、医療機関から行ってください。
- ・検査の結果、陽性であった場合、原則、一旦帰宅いただき、保健所からの連絡を待ついただきますこととなります。
- ・陽性者は、公共交通機関で帰宅することができないため、自家用車など公共交通機関以外の方法で帰宅できることを、予め確認し検査を行ってください。

## 3 検査結果等の報告（保健所設置市に所在する医療機関は、各市から指定された方法によりご報告ください）

- ・陽性者については、直ちに保健福祉（環境）事務所に電話連絡の上、「発生届」をFAXしてください。
- ・診療日ごとに集計した受診者数・検査実施人数等を、保険適用検査（県-医療機関の委託検査）及び自由診療検査報告票（別添様式）により、管轄する保健福祉（環境）事務所あて、翌日12時までに報告してください（翌日が当該医療機関の休業日の場合には、診療日（検体採取日）当日の報告をお願いします）。

（平日の例）



（土日祝祭日の例）

